改正後

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機（以下「遭難追跡装置等」という。）を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により遭難追跡装置等を装備することが困難であるものは、次の表の左欄に掲げる型式の飛行機とし、当該型式の飛行機が遭難追跡装置等を装備しなくてよい期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

型式	期間
ボーイング式777F型	令和７年１月１日から令和８年12月31日まで

改正前

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機（以下「遭難追跡装置等」という。）を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により遭難追跡装置等を装備することが困難であるものは、次の表の左欄に掲げる型式の飛行機とし、当該型式の飛行機が遭難追跡装置等を装備しなくてよい期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。

型式	期間
ボーイング式737―８型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式737―8200型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式737―９型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式767―300F型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式777―200LR型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式777―300ER型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式777F型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式787―８型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式787―９型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式787―10型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
エアバス式A320―251N型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
エンブラエル式ERJ190―300型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
エンブラエル式ERJ190―400型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで

その他告示

○財務省告示第百八十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補塡金並びに同条第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、法人の令和八年六月三十日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

令和八年六月三十日

財務大臣　片山さつき

1　租税特別措置法（以下「法」という。）第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、日本かつお・まぐろ漁業協同組合が令和八年二月二十七日に農林水産大臣の認定を受け、同年五月七日に農林水産大臣の変更の認定を受けた遠洋まぐろはえ縄漁業の再編整備に関する実施計画（次項第二号において「実施計画」という。）に基づき、一般社団法人大日本水産会（明治四十二年五月十九日に社団法人大日本水産会という名称で設立された法人をいう。以下この項において同じ。）が国際漁業等再編対策事業費補助金の交付を受けて行う国際漁業再編対策事業を実施することに伴い、一般社団法人大日本水産会から交付された減船漁業者救済費交付金及び不要漁船処理費交付金とする。

2　法第六十七条の四第一項に規定する減価補塡金は、次に掲げるものとする。

一　減船漁業者救済費交付金のうち経費補塡金（漁具の処分に係る損失の額及び購入の代価に基づいて算定される部分に限る。）に相当する部分

二　不要漁船処理費交付金のうち実施計画に従って廃棄をした漁船の当該廃棄の直前における帳簿価額に相当する部分

3　法第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、減船漁業者救済費交付金のうち経費補塡金以外の部分に相当する部分及び不要漁船処理費交付金のうち前項第二号に掲げるもの以外の部分に相当する部分とする。

○農林水産省告示第八百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡木城町大字中之又字松尾一七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北方町曽木字瀬戸谷子九一七の一八、字矢櫃子九五九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）